

独立行政法人 水資源機構 分任契約職  
千葉用水総合管理所長 土田 百合子  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 1 件 名     | 新川揚水機場除塵設備点検業務 (オープンカウンター方式による) |
| 2 業 務 場 所 | 千葉県成田市新川地内(新川揚水機場)              |
| 3 業 務 期 間 | 契 約 締 結 の 翌 日 から 令和8年3月19日      |
| 4 内 容 等   | 別途交付する仕様書等のとおり                  |

### 記

- |  |  |
|--|--|
| 1 現 場 説 明  | 実施しません。  |
| 2 見 積 参 加 要 件  | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「設備の保守・点検管理(役務の提供)」の認定を受けており、希望工種の「ポンプ設備(揚排水ポンプ設備)」に登録されている者であり、かつ、千葉県、茨城県、東京都、埼玉県の内いずれかに本店又は支店がある者。  |
| 3 見 積 書 等  |  |
| 1) 様 式 等   | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。  |
| 2) 提 出 方 法   | 電子メール(又はFAX)による。<br>なお、電子メール(又はFAX)に扱いたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。   |
| 3) 見 積 書 提 出 期 限   | 令 和 8 年 3 月 3 日 10:00 まで   |
| 4) 提 出 先   | 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所<br>電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709  |
| 5) 担 当 者   | 経理課 岩淵   |
| 6) 質 問 書 提 出 期 限   | 令 和 8 年 2 月 27 日 10:00 まで  |
| 7) 見 積 日 時   | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。  |
| 8) 見 積 回 数   | 2回を限度とする。なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年3月4日までとします。  |
| 9) そ の 他   | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。<br><br>②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退  | 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退書の提出の必要はありません。  |
| 5 見 積 結 果  | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。  |
| 6 そ の 他  |  |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 |  |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <b>履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。</b>                                       |  |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。 |  |

## 見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
	メールアドレス	<a href="mailto:nyukei.chiba@water.go.jp">nyukei.chiba@water.go.jp</a>		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
	<p>以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。</p> <p>○見積依頼件名</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">新川揚水機場除塵設備点検業務</p> <p>○くじ用数値</p> <p>くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 30px; margin: 10px auto; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 33%;"></div> <div style="width: 33%;"></div> <div style="width: 33%;"></div> </div> <p>○見積辞退について</p> <p>見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。</p> <p>○同方式の承諾</p> <p>「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 承諾する</p>			

# 新川揚水機場除塵設備点檢業務

## 仕 様 書

令和8年2月

独立行政法人 水資源機構

千葉用水総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所(以下「機構」という。)が行う、「新川揚水機場除塵設備点検業務」(以下「業務」という。)に適用する。

### 第2節 業務の内容

#### 2-1 履行場所

千葉県成田市新川地内(新川揚水機場)

#### 2-2 概要

本業務は、新川揚水機場に設置されている除塵設備の機能を正常に維持し円滑な運用を図るため点検を行うものである。

#### 2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の点検を実施するものとする。

なお、点検には清掃・簡易な調整等並びに管理運転までの一切とする。

設 備 名	数 量	設 備 内 訳
除塵設備	2基	ネットスクリーン式自動除塵機

### 第3節 履工期間

履工期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結日の翌日から令和8年3月19日までとする。なお、休日等には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

### 第4節 提出図書

本業務における提出図書の内容及び部数は次のとおりとする。

業務履行前に提出するもの

・業務計画書 1部

業務完了前に提出するもの

・点検報告書 1部

### 第5節 異常発見時の対応

#### 5-1 異常発見時の対応

本業務履行期間中に異常を発見した場合は、直ちに担当職員に報告し、その指示に従うとともに、速やかにその状況写真を提出するものとする。

#### 5-2 不具合箇所の処置

1) 機構は、受注者と協議のうえ、不具合箇所の処置について、作業等の追加指示を行う場合がある。

なお、追加指示項目については設計変更の対象とする。

2) 不具合原因について別途詳細な調査、分析等が必要と判断される場合は、状況調査及び計測等を行い、報告書の作成を指示する場合がある。

なお、その際は設計変更の対象とするものとする。

3) 軽微な補修にて対応が可能なものに関しては処理方針の提案をし、担当職員と協議のうえ補修を行うものとする。

## 第6節 支給材料及び貸与品等

### 6-1 電力

本業務に必要な次のものを、引渡しが可能な場所に限り無償支給するものとする。

- 1) 設備の運転操作に必要な電力
- 2) 整備に必要な低圧電力

### 6-1 貸与資料等

本業務において、必要に応じて次の資料を貸与する。

- 1) 新川揚水機場 除塵設備関係資料
- 2) 過年度の点検報告書
- 3) その他監督員が認めたもの

## 第7節 設計変更

本件の履行にあたり、点検内容及び点検回数の変更もしくは点検結果に基づく補修、調整作業等の追加が生じた場合は担当職員と協議のうえ実施するものとする。なお履行内容の変更を行う場合は、受発注間での協議により、設計変更ならびに請負代金額の変更ができるものとする。

## 第8節 業務中の安全管理

### (1) 業務中における安全の確保

受注者は、業務中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械運転、電気設備等については、関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。

なお、業務中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

### (2) 安全施設の設置

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中の全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全な作業のために必要な施設を設置し、保安、防災及び衛生等の現場管理に万全を期すものとする。

### (3) 作業前後の連絡と確認

作業開始前及び終了後は、担当職員に連絡するものとし、設備の復旧が確実に行われていることを確認し、施設等の運用に支障を来さないよう最善の注意を払うものとする。受注者は安全衛生に関する責任者を定め、業務中の全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業機側、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安防災及び衛生に万全を期すものとする。

## 第9節 受注者相互の協力

本業務に関連する関連業務として、令和7年度は次に示すものを計画しているため、当該業務等の受注者と相互に協力し、履行しなければならない。

- 1) 成田用水施設改築事業新川揚水機場ポンプ設備改修工事
- 2) 成田用水施設改築事業小泉揚水機場ポンプ設備改修工事
- 3) その他担当職員が示す業務等

## 第10節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。  
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと

と。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3) 1)及び 2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

#### 第 11 節 震災対策

(1) 現場作業中において、次表に示す地点において震度 4 以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中断するとともに、現場内を点検し、その状況を担当職員へ連絡するものとする。

施設名	基準観測点
新川揚水機場	成田市猿山(地方公共団体) 多古町多古(気象庁) 芝山町小池(地方公共団体)

#### 第 12 節 疑義等

受注者は、仕様書に明示されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

## 第2章 点検

### 第1節 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別紙－1「設備仕様一覧表」に示すとおりである。

### 第2節 履行内容

#### 2-1 点検項目

1) 点検項目は、水資源機構が制定している「機械設備管理指針」(平成28年1月版)を基本とするが、本業務対象設備の点検に際し必要な項目については別紙－2「点検項目表」に示す項目について行うものとする。

なお、本業務では全ての「点検項目表」にある実施項目を履行するものとし、業務計画書と併せて履行前に提出するものとする。

2) 「点検項目表」は標準的な項目であり、設備の状況にあわせて項目を整理行うこととする。

#### 2-2 点検作業

1) 点検は、設備の機能維持、信頼性確保及び軽微な機能回復を目的として、設備全体の機能を確認するものとし、異常等の判断ができるよう技術員等を配置し作業を行うものとする。

また、点検中の軽微な調整、軽微な給油脂、清掃等の軽作業、機構が支給する予備品(表示灯、リレー等)交換等の作業は、本業務に含むものとする。

2) 各点検については、当該設備の完成図書(取扱説明書)により設備の操作要領を熟知したうえで実施するものとする。

#### 2-3 履行条件

1) 本業務の施工により設備全体の運用に影響を与えないように、担当職員と打ち合わせのうえ十分に注意して施工するものとする。

2) 業務中に他の設備または構造物に悪影響及び破損しないように、確実に養生を行うものとし、損傷を与えた場合は、受注者の責任において原形復旧を行うものとする。

3) 履行により当該設備の塗膜に損傷を与えた場合には、補修塗装を行うものとする。なお、塗装仕様及び塗装色については既設と同等とする。

4) 高所や水際での作業時には、安全帯や救命胴衣等を着用し、安全に十分配慮し、作業を行うものとする。

5) 作業に必要な器具、部品や材料は受注者が準備することを原則とするが、機場等に保管している機械器具、専用工具及び予備品等を使用する必要がある場合は事前に協議するものとする。

6) 履行にあたっては、点検作業開始前及び終了後の設備状態を記録し、作業前後で機器状況に相違がないよう確認し記録するものとする。

7) 受注者は、履行にあたり当該設備の機能、構造、操作を熟知したうえで実施するものとする。

8) 洗浄水に使用している河川水の状態によっては、除塵機上部に取付けてある各洗浄ノズルが詰まっていることもあるため、点検後には正常に洗浄水が噴射出来ているように念入りに洗浄をするものとする。

9) 作業実施日は、作業開始及び作業終了の連絡を担当職員に行うものとする。

10) 管理運転の実施日、運転方法及び運転時間等については、担当職員と事前打合わせを行い決定するものとする。

11) 管理運転時の各機器の状態は点検前後で変化が無いようによく観察を行い、再度清掃等が必要な箇所が判明した場合は清掃作業等を実施するものとする。

－以上－

新川揚水機場除塵設備仕様一覧表

設備の名称		新川揚水機場除塵設備	
場所	水系名・河川名	利根川水系・利根川	
	地名	千葉県成田市新川地内	
製作据付会社名		株式会社 丸島水門製作所	
完成年月		昭和52年3月	
除塵機	台数	2基	
	形式	ネットスクリーン式自動除塵機	
	水路幅	3.350m (流入口幅:1.500m)	
	水路高	7.000m	
	流量	2.96m <sup>3</sup> /s	
	設計水位差	0.5m	
	回転速度	3.0 ~ 0.75m/min	
	スクリーン	目幅:5.0mm (網線心間:6.8mm, 網線径:1.8mm)	
	電動機	屋外全閉型電動機:2.2kW	
	電源	電源	3φ200V・50Hz
		洗浄ポンプ	圧力:6.0kgf/cm <sup>2</sup>
			流量:1.2m <sup>3</sup> /min
電動機:22kW			
操作方式		自動操作(タイマー・水位差)及び手動操作	

別紙-2「点検項目表」

施設名	新川揚水機場			稼働形態		常用系
設備名	除塵設備	号機名	—	号機	設備区分	Ⅲ
サブシステム名	(29) 除塵設備 スクリーン (30) 除塵設備 除塵機(レーキ循環)(33) 除塵設備 貯留装置(ホッパ) (27) 操作制御設備(機側操作盤)(28) 電源設備					
装置区分	点 検		日常点検 (巡視点検)	定期点検	備 考	
	点検内容	点検方法				
<b>【除塵機】</b>						
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○			
電動機・減速機	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	○			
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	○			
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	○			
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	○			
	油漏れ・油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常油量であることを確認する。	○			
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。			1年毎	
駆動軸	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	○			
伝導チェーン・スプロケット	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。また、停止時に触診により、弛みが無いことを確認する。	○			
スクリーンネット	摩耗・損傷	目視により、異常な損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	○			
ネットチェーンスプロケット	摩耗・損傷	目視により、異常な損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	○			
取付ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。			2年毎	
<b>【洗浄装置】</b>						
洗浄ポンプ	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	○			
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	○			
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。			1年毎	
<b>【操作制御設備】</b>						
装置全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	○			
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。			1年毎	
操作盤外装	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。			1年毎	
押ボタン	作動状況	操作により、正常な作動を確認する。			1ヶ月毎	
切替スイッチ	作動状況	操作により正常な作動を確認する。			1ヶ月毎	
電磁接触器	作動状況	操作により正常な作動を確認する。また、目視、聴診、嗅診により異常が無いことを確認する。			1ヶ月毎	
補助リレー	作動状況	操作により正常な作動を確認する。また、目視、聴診、嗅診により異常が無いことを確認する。			1ヶ月毎	
3Eリレー	作動状況	目視によりケースの変色、フクレがないことを確認する。人為的に信号を送り(テストボタン等)、トリップ、警報発報及びゲート停止や設定値を確認する。			1ヶ月毎	
サーマルリレー	作動状況	目視によりケースの変色、フクレがないことを確認する。人為的に信号を送り(テストボタン等)、トリップ、警報発報及びゲート停止や設定値を確認する。			1ヶ月毎	

### 参考概略業務工程表

業務名： 新川揚水機場除塵設備点検業務

業務	2月	3月	備考
契約	★		
業務計画書等作成			
現地点検作業			
点検報告書等作成			
報告書等提出		★	

期間内に履行を想定